練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱新旧対照表

深馬区110の寺別心又抜ナーム設直安綱和旧別県衣 								
改正前				改正後				
第1条				第1条				
省略				├ 同左				
第10条				第10条				
付 則 省略				付則同左				
				付 則(平成26年9月5日26練教教				
				指第1652号)				
				この要綱は、平成26年10月1日か				
				<u>この安満は、十次20年10月1日が</u> ら施行する。				
			別表	 別表 (第 3 条関係)				
委	教育委員会教			委	教育委員会教			
				員	育長			
長				長				
		1名		副	学識経験者	1名		
数		'		委	」 H-Mいている 日	'		
				員				
長				長				
委		小学校 1		委	小中学校校長	小学校 1		
		名、中学校		員	会	名、中学校		
		1名				1名		
	幼稚園長会	1名		委	幼稚園長会	1名		
				員	-57TELLICA	'		
		小学校 1		委	学校生活指導	小学校 1		
		名、中学校		員	担当教職員	名、中学校		
		1名		7		1名		
	総合教育セン	1名		委	臨床心理に識	1名		
				員	見を有する者			
	育相談員			委	<u> </u>	2名		
		2名		員	A連合会が推			
		- n			薦する者			
	薦する者				教育振興部長			
				員	TATI STORY CHIE			
				委	こども家庭部			
				員	長			
				 委	教育総務課長			
				員	37 L2 WO37HVV CX			
				 委	教育指導課長			
	•			54	が日コロ会外区			

委	教育指導課長	
員		
委員	その他、委員長が必要と認める者	

員		
委	学校教育支援	
員	センター所長	
委	その他、委員長	
安員	が必要と認め	
貝	る者	